

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・ 培土の暫定許容値の設定について（要約）

◇肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許 容される最大値は

400ベクレル/kg（製品重量）

（長期間の施用でも原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲内に収まる水準）

ただし

- ・農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
- ・畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- ・畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生ずる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

においてはこの限りでない。

◇耕種農家向け

- ・暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しない。
- ・肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること。
- ・自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、県と相談すること。
- ・自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

◇肥料・土壌改良資材・培土の製造業者 （堆肥センター等を含む）

製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容量を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること。

◇肥料・土壌改良資材・培土の販売業者

販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること。

◇肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者

肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに
関する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること。